

令和6年度白井市地域防災計画の修正に係る基本方針

1 修正の目的

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、市町村に作成する責務があり、作成後は、市防災会議において毎年検討を加え、必要と認めるときには、修正しなければならないため、見直しを行うもの。

2 修正の基本的な考え方

- (1) 地域防災計画の見直しは、毎年行うこと。
- (2) 上位計画の見直しがあった場合は、整合を図ること。
- (3) 最新の情報を収集し、実効性のある計画に整えていくこと。
- (4) 修正点が多岐にわたるときには、優先順位を決めて進めること。

3 前回見直し（令和4年度）以降の動き

(1) 上位計画の修正等

〔令和5年度の修正〕

●国防災基本計画：令和5年5月に修正（同年5月31日県通知）

〈主な修正内容〉

- ・最近の施策の進展等を踏まえた修正
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正
- ・令和4年に発生した災害を踏まえた修正

●千葉県地域防災計画：令和5年7月修正（同年7月14日県通知）

〈主な修正内容〉

- ・防災基本計画修正を踏まえた修正
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策を踏まえた修正
- ・その他

〔令和6年度の修正等〕

●国防災基本計画：令和6年6月修正（同年7月2日県通知）

〈主な修正内容〉

- ・最近の施策の進展等を踏まえた修正
- ・関連法令の改正を踏まえた修正
- ・能登半島地震を踏まえた修正

●千葉県地域防災計画：令和7年2月修正（同年2月19日県通知）

〈主な修正内容〉

- ・最近の施策の進展等や関連する法令の改正を踏まえた修正
- ・令和6年能登半島地震を踏まえた修正

[その他]

●千葉県地域防災計画における被害想定との差異

- ・千葉県の地震被害想定は、平成26年度から27年度にかけて実施されたアセスメント調査（平成26・27年度千葉県地震被害想定調査）に基づき、平成29年8月に千葉県地域防災計画に位置づけられている。
- ・本市の地震被害想定は、令和2年度に実施した防災アセスメント調査において、千葉県の平成26・27年度千葉県地震被害想定調査や国の中防災会議（2013）の結果等を踏まえ、国の中防災会議において検討された南関東地震における直下のどこにでも起こりうる最大規模の地震を、白井市に最も影響を及ぼすことが危惧される地震及び被害想定として市の直下に設定したもの。
- ・県計画との差異については、市の被害想定が県の想定を若干上回っている状況であり、千葉県もその差異は承認している。

(2) 市の状況の変化

- ・令和5年4月から大規模災害及びその他緊急事態の発生時に、迅速・的確な意思決定と関係機関との密接な連携・協力関係を確保しつつ、市役所内外の総力を挙げて緊急事態へ対応するため、危機管理監を登用し、危機管理体制の強化を図った。
- ・危機管理体制を実効性のあるものに強化するため地域防災計画の修正に先立ち、令和5年8月に、災害時の職員配備基準及び災害対策本部編成の見直しを行い運用している。
- ・令和6年度に組織改編があり、課の新設等があった。

4 令和6年度の見直しについて

- (1) 地域防災計画の修正に先立ち昨年度見直しした災害時の職員配備基準及び災害対策本部編成と整合を図る。
- (2) 上記(1)及び能登半島地震を踏まえた国・県計画等の最新の情報に基づく実効性ある計画に整えていく。
- (3) 市計画に反映できていない令和5年度修正の県計画との整合を図る。
- (4) 県の想定地震及び被害想定との差異については、市計画の被害想定が県の想定を上回っている状況であるが、これを見直す場合、市で改めてアセスメントを実施することも含め修正が大規模になる。

現状では、市の被害想定が県の想定を上回っているため、備えとしては十分な対応となることから、本年度の修正については、市の災害活動体制等の実効性を高める部分の修正を優先し、被害想定については千葉県が令和8年度にアセスメント調査を実施する予定であることから、その結果を待って見直しを行うこととする。

(5) 組織改編の内容を反映させる。

5 スケジュール

	市	国・県
4月 ～7月	・危機管理課内審議 (第1回～第10回)	・国防災基本計画の修正（6月）
8月	・府内推進委員会を通じた各課照会 ・防災会議準備（委員構成の検討・承諾等）	
9月	・県計画の修正案を踏まえた市計画修正案の検討	・県計画修正に関する市町村への意見照会
10月 ～11月	↓ ・素案作成 ・地域防災計画等府内推進委員会の開催	・県計画修正に関するパブリック・コメント
12月	・市計画修正に関するパブリック・コメント	
1月	・防災会議準備（資料送付等）	
2月	・防災会議（委嘱状交付・6年度修正の決定）	・県防災会議で修正案の決定 ・県計画修正の市町村への通知
3月	・千葉県（危機管理政策課政策室）への報告 ・行政経営戦略会議への報告 ・市議会へ行政運営報告	

【参考条文】

●災害対策基本法（抜粋）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市

町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。